

労務通信

2020.7月号

逆境も困難も乗り越える！今注目の「レジリエンス」



◆逆境や困難を乗り越える力

「レジリエンス」をご存じですか？ これは逆境や困難を乗り越える力を表す概念で、メンタルヘルスの分野では「逆境でも折れない、しなやかな心の強さ」といった意味合いで使われます。その定義は人・団体によりさまざまですが、アメリカ心理学会では、「逆境、心的外傷、悲劇、脅威、あるいは家族や人間関係問題、深刻な健康問題などから派生したストレスに直面したときに、それにうまく適応するプロセス」であるとしています。

◆ビジネス分野での関心の高まり

経済環境がめまぐるしく変化し、企業間の競争も激化している中、逆境や困難にあっても高いパフォーマンスを発揮することのできる人材が強く求められるようになってきています。また、メンタルヘルス不調による休職等の問題に対応するため、不調を事前に防ぐ一次予防として個人のメンタルタフネスを高める重要性が指摘されているところです。こうした状況を背景に、近年、レジリエンスへの関心・注目度が高まっており、レジリエンスを習得するための研修を実施する企業も増えてきました。

◆新型コロナ対応としてのレジリエンスにも注目

レジリエンスが高い人物はさまざまな場面で活躍することが期待できます。具体的には、レジリエンスを高めることで、柔軟な思考や試練に負けないたくましが身につく、仕事でのトラブルやミス、責任の大きな局面にも適切な対応が可能になるとされています。特に現在は、新型コロナ・在宅勤務のストレス対応としてのレジリエンスに注目が集まっています。

アメリカ心理学会は、レジリエンスについて、「人が持っている・持っていないなどの適性ではなく、困難な経験からの回復を意味する行動や思考、行為が含まれ、誰でもが学習し発達させることができる」としています。誰でも後天的に習得することができるものですから、社員の能力開発の一環として取り入れてみてはいかがでしょうか。

法改正情報

◆ひとり親控除、寡婦(夫)控除の見直し(令和2年分年末調整より)

令和2年度税制改正により、未婚のひとり親と、婚姻歴のあるひとり親の間にある税制上の格差が解消され、また、寡婦(夫)控除における男女差が見直されました。ひとり親であれば、未婚・離婚・死別、性別にかかわらず、「ひとり親控除」が適用されます。

この改正は、令和2年分以後の年末調整および確定申告において適用されます。また、月々の源泉徴収においては、令和3年1月1日以後に支払うべき給与等および公的年金等について適用されます。個人住民税については、令和3年度分以後について適用されます。

◆改正後の寡婦

「寡婦」とは、次に掲げる者でひとり親に該当しないものをいいます。

- ① 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの
 - イ 扶養親族を有すること。
 - ロ 合計所得金額が500万円以下であること。
 - ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと
- ② 夫と死別した後婚姻をしていない者または夫の生死の明らかでない一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすもの
 - イ 合計所得金額が500万円以下であること。
 - ロ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。

◎ひとり親控除及び寡婦控除に関するFAQ(源泉所得税関係)

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020004-145.pdf>

事務所よりひとこと

◆雇用調整助成金の助成率の拡充、緊急特例期間が延長されました！

第二次補正予算の成立を受けて、雇用調整助成金の更なる拡充が行われました。

●助成額の上限額の引き上げ

1人あたり日額8,330円 ⇒ 「15,000円」に引き上げ

●助成率の拡充(解雇等をせず雇用の維持に努めた中小企業)

原則9/10(一定の要件で10/10) ⇒ 「一律10/10(100%)」に拡充

●緊急対応期間の延長

緊急対応期間(4/1~6/30まで) ⇒ 「4/1~9/30まで」3ヶ月延長

すでに受給した方、申請済みの方にも4/1にさかのぼって適用され、追加支給の手続きは不要です。詳細は厚労省HPを参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html